平成２２年（フ）第１２５６号
広島市安佐南区大塚西３丁目12番17－８号
債務者　佐々木友彦
1　決定年月日時　平成22年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１２８７号
広島県大竹市立戸１丁目９番26の302号
債務者　本田　拓也
1　決定年月日時　平成22年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３５４号
福岡県糸島市波多江駅北３丁目22番23―601号
債務者　塩崎　久美
1　決定年月日時　平成22年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１４４２号
福岡市東区和白３丁目６番18―506号
債務者　塚本　榮治
1　決定年月日時　平成22年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１６３４号
福岡市中央区春吉３丁目16番28号
債務者　井関摩利子
1　決定年月日時　平成22年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１６７４号
福岡市中央区高砂１丁目22番８号
債務者　中村　尚征
1　決定年月日時　平成22年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１７３１号
福岡市博多区吉塚３丁目17番23―503号
債務者　門園　香里
1　決定年月日時　平成22年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１７３６号
福岡市早良区四箇６丁目15番19号
債務者　土橋ユイ子
1　決定年月日時　平成22年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１７８０号
福岡市博多区諸岡２丁目２番10号
債務者　日下部義信
1　決定年月日時　平成22年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１９０７号
福岡県糟屋郡粕屋町大字仲原35番地１シングレートヒルズ203号
債務者　阿部千恵子
1　決定年月日時　平成22年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１９１４号
福岡市南区皿山２丁目４番12号
債務者　永野　　峯
1　決定年月日時　平成22年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１９１７号
福岡県筑紫野市塔原東５丁目２番１―502号
債務者　下田　敬一
1　決定年月日時　平成22年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１９２１号
福岡県春日市須玖北７丁目93番地エクレール春日3007号
債務者　鈴木　裕三
1　決定年月日時　平成22年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１９２４号
福岡市中央区平尾１丁目13番25―503号
債務者　出口　俊輔
1　決定年月日時　平成22年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１９５０号
福岡県糟屋郡新宮町下府４－８―20―205
債務者　内木場　隆
1　決定年月日時　平成22年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１９７４号
福岡県糸島市高田５丁目12番３―301号
債務者　中西　　亨
1　決定年月日時　平成22年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１９７９号
福岡市中央区荒戸３丁目２番16―504号
債務者　稲富　隆之
1　決定年月日時　平成22年９月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２０１４号
福岡県糟屋郡粕屋町原町４丁目６番29号
債務者　恵良　範章
1　決定年月日時　平成22年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部